

# 東郷町自転車ネットワーク計画

令和8年6月

東郷町 まち整備部 都市整備課

# 目 次

第1章 はじめに.....	1
1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 計画区域.....	1
3. 計画の期間.....	1
第2章 東郷町における自転車利用環境の現状と課題.....	2
1. 自転車利用環境に関する現状.....	2
2. 自転車利用環境における課題.....	2
第3章 計画の方向性.....	3
1. 基本方針.....	3
2. 計画目標.....	3
第4章 整備路線の選定.....	4
1. 整備路線の選定.....	4
第5章 通行空間の整備形態.....	5
1. 道路新設時における整備形態.....	5
2. 既設道路における整備形態.....	7

## 第1章 はじめに

### 1. 計画策定の背景と目的

自転車は、買物や通勤、通学、子供の送迎等、日常生活における移動手段やサイクリング等のレジャーの手段等として多くの方に利用されており、身近で有用な移動手段として近年、利用者が増加しています。

一方で、自転車利用者の増加に伴い、自転車関連の交通事故割合も増加しており、自転車の安全で快適な通行空間の必要性が高まっています。

このような背景を踏まえ、本町における自転車通行空間整備を計画的かつ効率的に行っていくため、「東郷町自転車ネットワーク計画」を策定しました。

### 2. 計画区域

本計画の対象区域は、町内全域とします。

### 3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とし、自転車ネットワークの構築に向けて計画を推進していくこととします。

令和8年度は、次年度以降の路線整備に向けて道路管理者等との調整を行います。次年度以降も道路管理者等との調整を行いつつ、路線整備に向けた設計を順次進め、整備を推進していきます。

また、道路の交通状況の変化を踏まえた課題や、地区の要望を抽出し、必要に応じて、自転車ネットワーク計画や整備形態の見直しを適宜行います。

## 第2章 東郷町における自転車利用環境の現状と課題

### 1. 自転車利用環境に関する現状

#### 1-1. 自転車利用における現状

東郷町における自転車分担率は平日 3.9%、休日 3.2%となっており、中京都市圏の平均自転車分担率約 10%※と比較すると、自転車分担率は低く、町民の移動手段は自動車に依存していると言える。

目的別の自転車利用では、平日の出勤目的が約 3.4%、登校目的が約 7.0%となっています。

自転車による移動時間においては、20 分以内の移動が平日 66.7%、休日 85.8%であり、短距離での移動に利用されています。

※平成 23 年中京都市圏総合交通体系調査報告書より

#### 1-2. 自転車関連の交通事故

東郷町における自転車関連交通事故は、近年、増加・減少を繰り返しており、自転車の交通事故は車両相互による事故が多く、約 37%が出合い頭で発生しています。

年齢別に自転車交通事故発生状況では、16~24 歳による交通事故が多くなっており、65 歳以上の高齢者による事故は少ない状況となっています。

※出典：交通事故総合分析センターが調査分析した交通事故のデータ（イタルダデータ）

### 2. 自転車利用環境における課題

東郷町における自転車利用環境に関する現状を踏まえ、今後、対応すべき課題について整理しました。

**現状** 自転車利用者の移動目的で通学目的による自転車利用が高く、自転車の通学に利用されている路線において、安全性を確保する必要がある

→ **課題** 通学時における安全性の確保

## 第3章 計画の方向性

### 1. 基本方針

東郷町における自転車利用環境に関する課題を解決するため、以下に示す基本方針に基づき、自転車通行空間整備計画を策定します。

【基本方針：歩行者と自転車の安全性の確保】

歩行者や自転車の安全性の向上を図るために自転車の通行空間を確保し、歩行者と自転車が安全に移動しやすい環境を実現します。

### 2. 計画目標

基本方針を踏まえ、計画の実現により達成を目指す目標として、以下に示す計画目標を設定します。

【計画目標：自転車通行空間の計画的な整備】

歩行者と自転車が安全に移動しやすい環境を実現し、自転車事故を減少させます。

## 第4章 整備路線の選定

### 1. 整備路線の選定

#### 1-1. 基本的な考え方

整備路線は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(平成28年7月)」(以下「ガイドライン」という。)の技術検討項目に示されている7要件及び愛知県独自の追加要件に基づき、選定します。

表 整備路線の選定要件

要件1	地域内における自転車利用の主要路線としての役割を担う、公共交通施設、学校、地域の核となる商業施設及びスポーツ関連施設等の大規模集客施設、主な居住地区等を結ぶ路線
要件2	自転車と歩行者の錯綜や自転車関連の事故が多い路線の安全性を向上させるため、自転車通行空間を確保する路線
要件3	自転車通学路の対象路線
要件4	地域の課題やニーズに応じて自転車の利用を促進する路線
要件5	自転車の利用増加が見込まれる、沿道で新たに施設立地が予定されている路線
要件6	既に自転車の通行空間(自転車道、自転車専用通行帯、自転車専用道路)が整備されている路線
追加要件1※	サイクリングコースやサイクルイベントで使われる路線
追加要件2※	都市計画道路の計画路線等の新設・改築が計画されている路線
要件7	その他自転車ネットワークの連続性を確保するために必要な路線

※愛知県独自の追加要件

#### 1-2. 整備路線の選定

1-1.基本的な考え方に基づき、ガイドラインの7要件及び愛知県独自の要件に該当する路線を東郷町における自転車通行空間整備路線として選定した路線図を P. 8に示します。

## 第5章 通行空間の整備形態

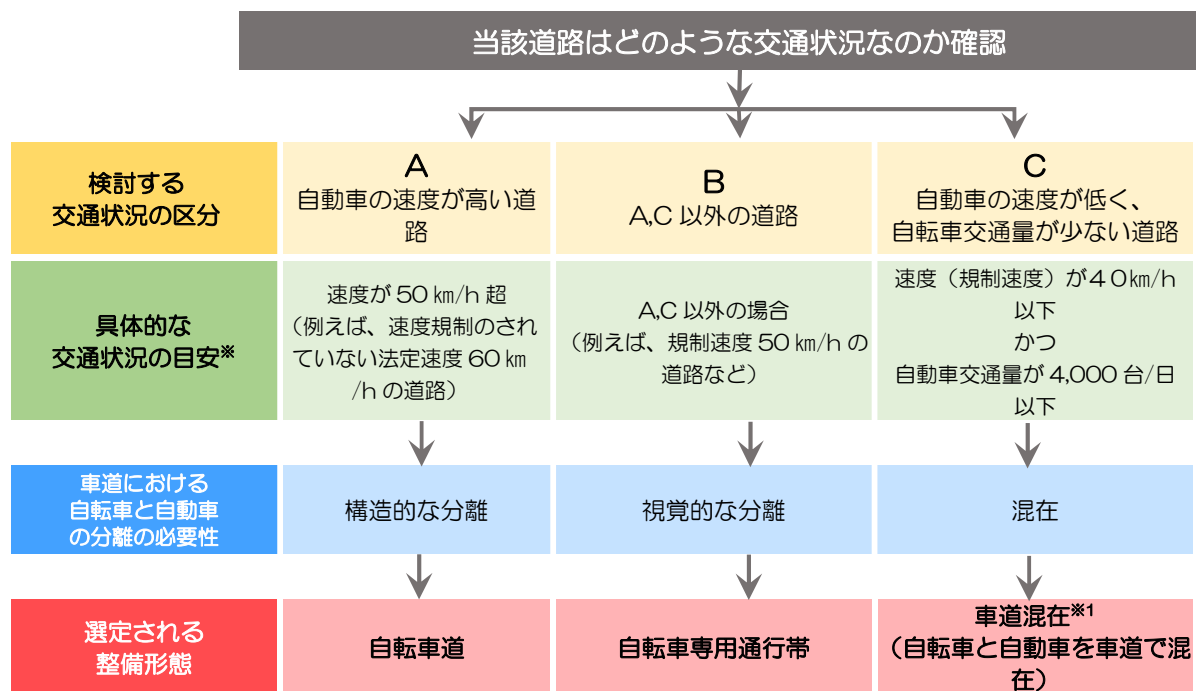
### 1. 道路新設時における整備形態

#### 1-1. 基本的な考え方

新しく道路整備を行う際は、ガイドラインに基づき、自転車道、自転車専用通行帯、車道混在の3つの整備形態を基本に、車道を通行する自転車の安全性の向上の観点から交通状況（自動車の速度と交通量）に応じて、整備形態を選定します。

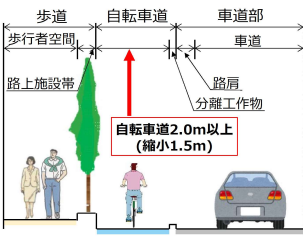

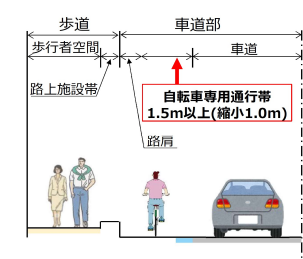



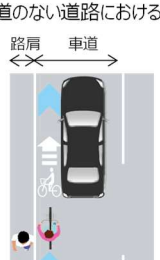
#### 1-2. 整備形態（道路新設時）の選定

道路新設時における自転車通行空間の整備形態については、路線毎に自動車の「速度（規制速度）」と「交通量」より交通状況 A~C の3つのタイプから「自転車道」、「自転車専用通行帯」「車道混在」の3形態を選定します。



\*参考となる目安を示したものであるが、分離の必要性については、各地域において、交通状況等に応じて検討することができる。

図 交通状況を踏まえた整備形態（道路新設時）の選定の考え方

整備形態	【幅員構成イメージ】	【整備イメージ】
<p>自転車道</p> <p>× 自動車の走行 ○ 規制の有無 規制：道路交通法 第17条第3項</p>	 <p>歩道 自転車道 車道部 歩行者空間 車道 路上施設帯 路肩 分離工作物 自転車道2.0m以上 (縮小1.5m)</p>	 <p>歩道 自転車道 路肩 車道</p>
<p>自転車専用通行帯</p> <p>× 自動車の走行 ○ 規制の有無 規制：道路交通法 第20条第2項</p>	 <p>歩道 車道部 歩行者空間 車道 路上施設帯 路肩 自転車専用通行帯 1.5m以上(縮小1.0m)</p>	 <p>自転車専用通行帯 自動車専用通行帯 自動車専用 自動車専用 自動車の走行不可</p>
<p>自転車と自動車を混在通行とする道路 (車道混在)</p> <p>○ 自動車の走行 × 規制の有無</p>	 <p>歩道 車道部 歩行者空間 車道 路上施設帯 路肩等1.0m未満</p>	<p>(1) 歩道のある道路における対策</p>  <p>歩道 路肩 車道</p> <p>(2) 歩道のない道路における対策</p>  <p>路肩 車道</p>

出典：国土交通省・警察庁「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成28年7月）」基に加筆

図 基本的な整備形態（イメージ）

## 2. 既設道路における整備形態

既設道路における自転車通行空間の整備形態については、以下のフローにより整備を行います。

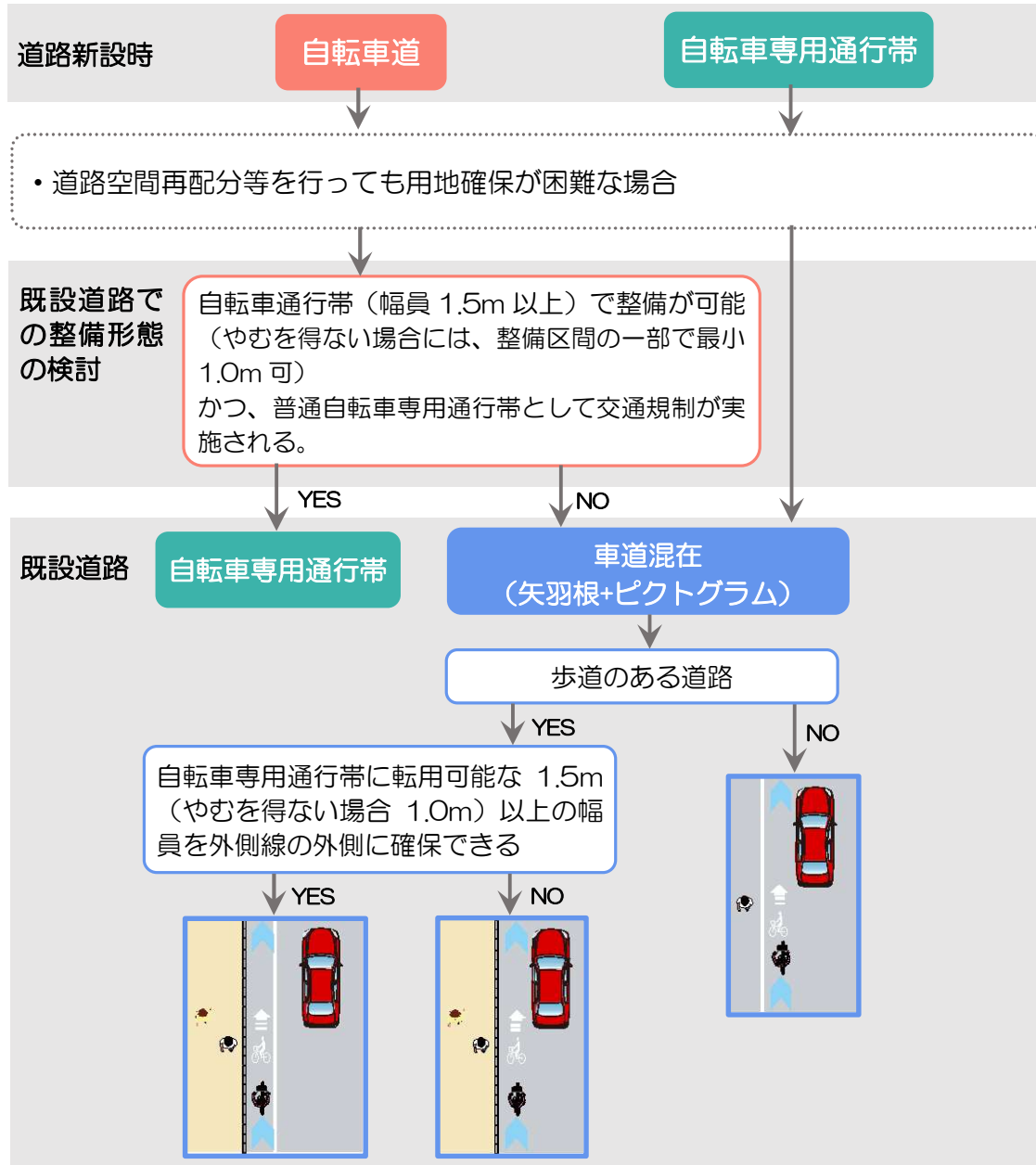


図 整備形態（既設道路）の選定フロー

整備対象路線の選定にあたっては、自転車利用の主要路線としての役割を担う鉄道駅と高校。商業施設を結ぶ路線とし、路線としての連続性を加味して選定し、先の整備形態選定フロー（規制速度及び自動車交通量）に基づき、整備路線を A～C タイプに分類しました。

## 完成形態

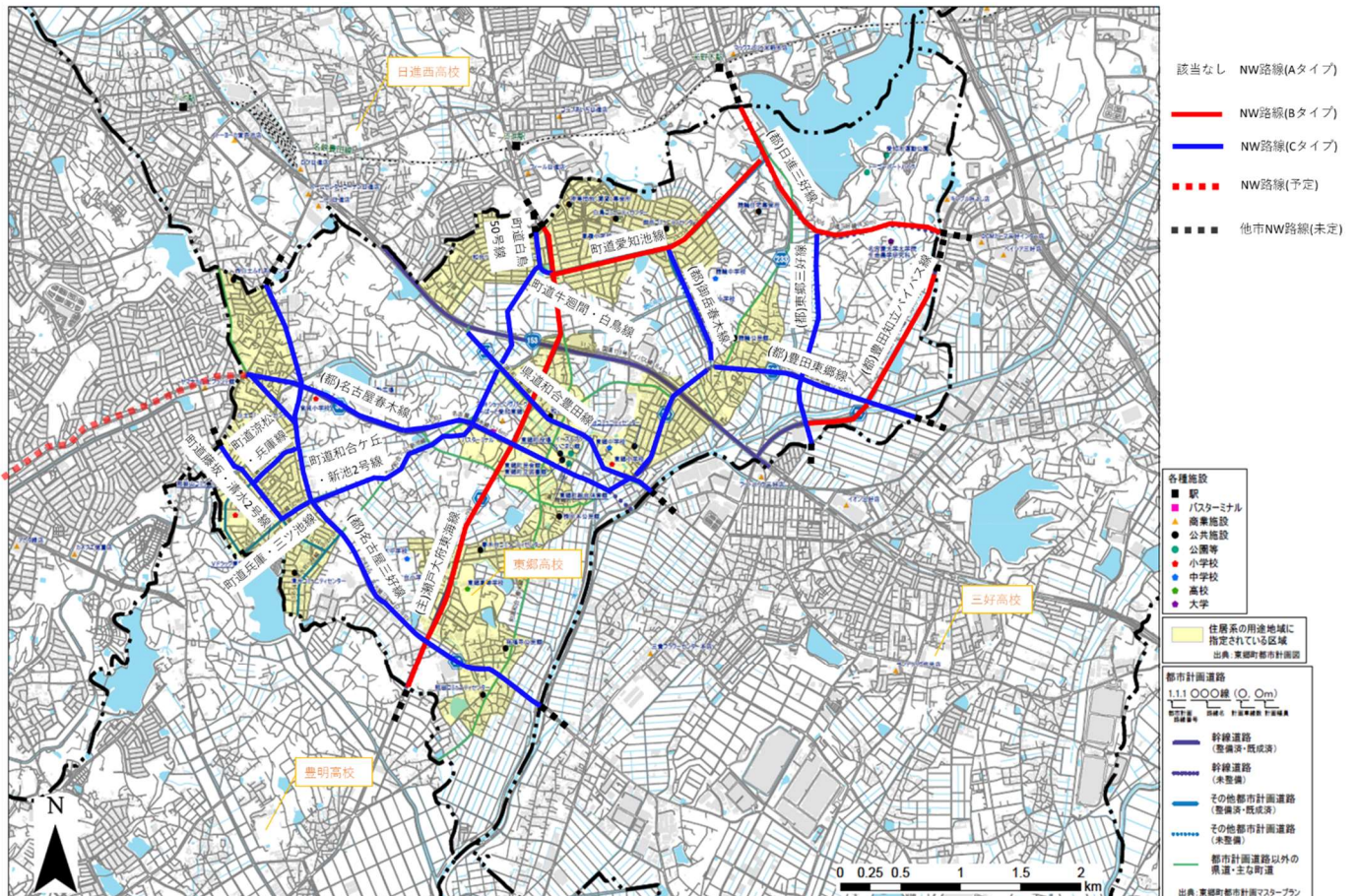


図 整備形態別対象路線図 (完成形態)

しかし、完成形態での整備は多大な時間と費用を要することや、整備対象路線の多くは自転車専用通行帯に転用可能な幅員が確保できていない現状を踏まえ、ガイドラインに則り、暫定形態としてタイプCを運用するものとします。また、既成済もしくは事業中路線においては、道路再整備時に完成形態で整備を行うことを基本とするため、当面の間は暫定形態で運用するものとします。

暫定形態

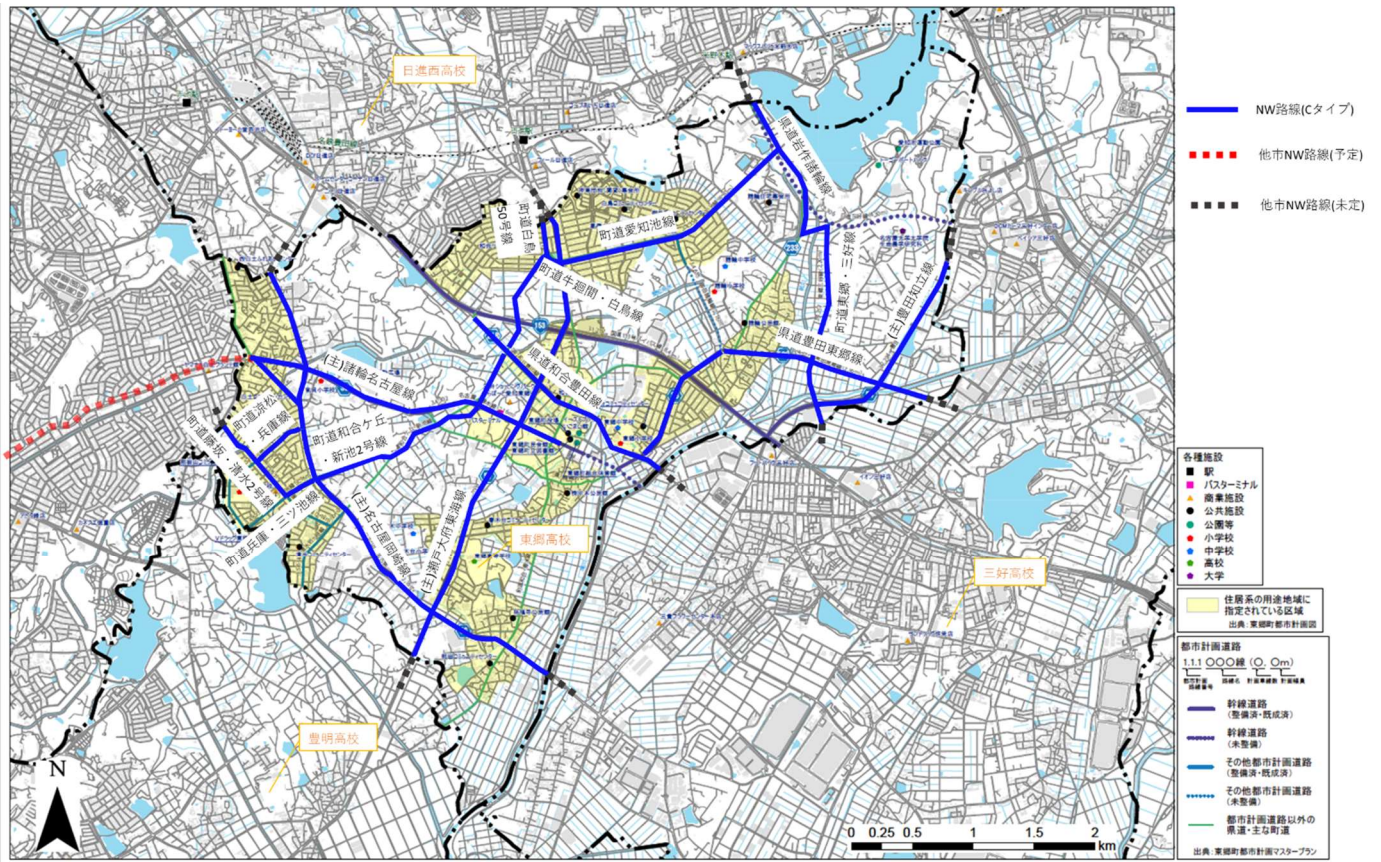


図 整備形態別対象路線図(暫定形態)